

平成29年度 第3回
藤沢市廃棄物減量等推進審議会

2017年（平成29年）10月20日（金）

藤沢市環境部環境総務課

午後2時 開会

○山口参事 定刻となりましたので、ただいまより第13期平成29年度第3回藤沢市廃棄物減量等推進審議会を始めさせていただきます。

本日は、ご多忙のところご出席いただき、ありがとうございます。私は、本日の司会進行を務めさせていただきます環境総務課の山口と申します。よろしくお願いいたします。

まず初めに、前回同様、今回も、この計画策定に当たり、藤沢市災害廃棄物処理計画業務委託を請け負っていただいている国際航業株式会社の担当の方がご出席していただいておりますので、ご報告させていただきます。よろしくお願いいたします。

それでは早速、次第の1、第3回審議会へと移らせていただきます。

初めに、藤沢市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理に関する規則により、本審議会の開催要件は委員の過半数の出席が必要となっております。本日は11名の委員の方にご出席していただいておりますので、開催要件を満たしていることをご報告させていただきます。

それでは議事に入りたいと思いますが、先に資料の確認をさせていただきます。

最初に、委員の皆様にお送りしている資料として、資料1「藤沢市災害廃棄物処理計画（素案）」でございます。それから、本日配布させていただいている資料といたしまして、資料2「東日本大震災における災害廃棄物処理概要報告書（抜粋）」、資料3「一般廃棄物等処理手数料における負担割合について」、それから、「ふじさわ環境フェア」というチラシを配布しております。12月9日に予定されております。

以上の4点になります。お手元に資料がない方はいらっしゃいますでしょうか。——よろしいですか。

それでは、規則によりまして、審議会の議長には会長が当たることになっておりますので、横田会長に議事進行をお願いしたいと思います。横田会長、よろしくお願いいたします。

○横田会長 それでは早速ですが、議事に入りたいと思います。

(1) 議事、ア「藤沢市災害廃棄物処理計画（素案）について」、事務局から説明をお願いいたします。

○須田課長補佐 環境総務課の須田と申します。よろしくお願いいたします。

私から「藤沢市災害廃棄物処理計画（素案）について」、まず説明させていただきたいと思っております。

最初に、素案の説明をする前に、資料2「東日本大震災における災害廃棄物処理概要報告

書（抜粋）」をお手元にご用意ください。これは前回の審議会におきまして、金田委員から、東日本大震災ではどんなスケジュールで災害廃棄物を処理していったのか、そういったものを示したほうがわかりやすいのではないかという話がありまして、用意させていただいたものです。

それでは、説明させていただきます。まず表紙ですが、「岩手県及び宮城県の災害廃棄物処理の状況」と書かれています。ここは全体の話が書いてあります。

次の2-4ページですが、今回、表2.3-1に基づきます岩手県の宮古市と大船渡市の事例を後のほうにつけております。宮古地区の場合は66万9000トンの災害廃棄物が出ていて、津波堆積物が25万4000トン、大船渡市でも62万4000トンの災害廃棄物と、23万トンの津波堆積物が出ている状況です。

次の3-3ページですが、プロセスの全体像です。先ほどの宮古地区と大船渡市のもので、こういったものでまとめているところです。

(1)「初動と体制整備まで」です。まず、「一般廃棄物処理機能の回復と避難所ごみへの対応」ということですが、収集体制と施設の体制の回復と避難所ごみの対応という形になります。次に、「撤去が先行し、実施可能な方法で処理に着手」ということですが、まず被災地区の撤去が先行しているという内容です。処理についてはその後追いで処理をしていったという形です。次に、「体制整備及び処理方針（計画）の決定」ということで、災害廃棄物の処理方針を決定し、策定していった。この3つの時期が「初動と体制整備まで」となっています。

(2)「本格処理実施期」です。ここでは仮設処理施設を設置して本格処理したり、実際に出た量に対して臨機応変の対応をしていったという形になります。また、初動期に使われていた一次仮置場を閉鎖して原状復旧をする。これは本格処理実施期となっております。

(3)「本格処理の後半から完了まで」です。ここでは完全に流れができて、その後、その計画では考えていなかったようなごみが出てきたり、仮置場を復旧するような時期になって、最終的には仮置場を閉鎖するという時期となっております。

次のページは、「宮古地区（宮古市）」です。図3.3-1ですが、発災から9カ月目までが初動から体制整備、9カ月から33カ月が災害廃棄物処理の本格実施、36カ月以降が原状復旧時期となっております。

次に、表3.3-1は初動から体制整備までの進捗状況です。上のほうから「進捗」、「体制」、「計画」、「仮置場」、「仮設施設」、「一廃処理」、「災害廃棄物処理」という形になっています。

3月に地震があって、4月の時点で18%という撤去率になっています。処理率はずっと0%ということで、撤去はしていますけれども、仮置場にずっと置いてあるような状況です。

次に、3-9ページは(2)「本格処理実施期」です。2011年12月に進捗率が92%でしたけれども、次の年の2月から徐々に処理をしていっているのが見られます。

これに対して、次の3-11ページの大船渡市をごらんください。矢印のグラフを見ますと、初動から体制整備までが4カ月程度、4カ月から24カ月ぐらいまでが災害廃棄物処理の本格実施時期、それ以降が原状復旧時期ということで、かなり早く災害廃棄物処理に手をつけているような状況です。

これに関しましては、表3.4-1「大船渡市における災害廃棄物処理プロセスの概要」で、3月に地震があって、6月までに半分ぐらいは撤去されているということです。次の3-13ページの表3.4-2で、2012年の1月から処理を開始して、処理率が25%なので、ここから処理が始まっているという状況です。

一応このような流れになるのですが、表3.4-2「大船渡市における災害廃棄物処理プロセスの概要（本格処理実施期）」において、例えば仮置場では「現場からの搬入」とか、「一部搬出終了→現状復旧」とか、仮設焼却施設で「既設施設での処理のみ」という形で、ここは仮設焼却施設をつくっていないとか、そういったところで、実施時期が結構変わっているという状況です。

次の4-1ページをごらんください。4「災害廃棄物処理に係る重要事項」ですが、これは経験でこのようなものが大事だということで挙げられているものです。「災害廃棄物処理関連業務の体制」、「処理計画の策定、見直し」、「財政面」、「発注・契約関連」、「涉外」、「仮置場・施設の設置と解体」、「進捗管理」、「廃棄物の撤去／解体」、「環境配慮・適正保管」、「中間処理」、「最終処分」、「広域処理」、「ごみの収集・運搬等」、「製品・種類別処理」、「業界団体の動き」、「地元経済への貢献」というような形となっております。この重要事項につきまして、藤沢市の災害廃棄物処理計画においても、「地元経済への貢献」というところは考慮していませんけれども、それ以外の部分については考慮させていただいております。

次の5-3ページのA3のものををごらんください。5.1「処理のプロセスフロー」となっております。右上にある「律速要因」というのは、スピードの足かせになるような原因を書いております。例えば「律一1」だと、「宮古市、岩泉町、田野畑村の3市町村の調整に時間を要した」とか、計画の作成に時間を要したとか、仮置場の用地選定に時間を要した、それから破碎・選別の業務仕様書の作成に苦労したとか、そういったことが書いてあります。

裏面を見ていただくと、大船渡市の場合には、右上にまた「律速要因」とあるのですが、「民間事業者との連携により処理方針が早期に決まったことで早期に処理に着手できた」とか、「建設部局を中心に地元建設業協会等と連携することで撤去・解体における初動段階の作業が円滑に進み、迅速な撤去・解体を行うことができた」と書かれています。こちらは足かせというよりは、逆にこれによってスピードが速くなったという要因になっています。

そのようなことから、次の5-11 ページ、A4のものですが、(2)「課題・教訓」です。「候補地のリストアップと関係部局との事前調整」、「候補地の選定にあたっての考え方」、「確保にあたっての関係部局との連携」、「関係事業者団体、民間事業者と連携することによる迅速な一次仮置場の整備」、「円滑な災害廃棄物処理や火災予防等のための搬出先の早期確保の重要性」、「広報、住民・被災者への対応」、「処理先を迅速に確保するための多様な処理・処分先の検討」、「候補地のリストアップと関係部局との事前調整」、「処理施設の設置に関する手続きの簡素化」、「火災予防や生活環境への影響防止のための環境モニタリング」、「水洗化率の高い地域におけるバキューム車の不足に対する広域的対応の検討」、「仮設トイレの配備や処理施設との連携にあたっての体制、連絡手段、情報共有方法の整備」、「必要資機材の調達方法の検討と事前訓練の実施」というような課題が挙げられております。

そこで、次の5-23 ページ、事前にできることがここで提案されております。「大規模災害への備え」ということで、(1)「事前の計画立案と備え」ですが、災害廃棄物処理計画を事前に策定するという形になります。(2)「早期に廃棄物処理に着手するための初動体制の整備」ということで、こちらルールを整備するという形です。(3)「都道府県、市町村、民間事業者との連携・協力の強化」ということで、協定を結んだり、事前の関係を構築していくという形になります。

次のページに移りまして、(4)「大規模災害を対象とした技術的な検討の必要性」ということで、こちらについても検討していくという形になります。(5)「空地の有効活用に向けた事前の備え」、(6)「仮置場の適正管理」、(7)「最終処分容量の確保、再生利用先の確保」、(8)「処理にかかる手続きの簡素化」、(9)「人的ネットワークの構築、人材育成」、(10)「広報、住民・被災者への対応」となっております。この部分につきましては、ほとんどのところが今回つくらせていただきました藤沢市災害廃棄物処理計画の素案に記載しております。

以上を踏まえまして、資料1に移らせていただきたいと思います。前回のものに対して変更したところを説明させていただきたいと思います。

まず 2-2 ページをごらんください。表 2-1「各担当の業務内容」です。対応部署のところは調整中とさせていただきますが、これらを記載させていただいております。

3-2 ページに「がれき等発生量の推計」とございますが、これにつけ加えまして、3-3 ページに津波堆積物の種類別割合をお示ししております。津波堆積物は、実際に出た場合の主なものがほとんど土砂だということで計算方法を変更しております。

3-5 ページは、昭和 57 年の台風 18 号の被害状況について写真を示させていただいております。実際藤沢市でもこういう災害があったところがございます。

3-14 ページをごらんください。図 3-5 の表について修正をさせていただくような形です。「立地条件・環境条件」のところ、上の見出しに「条件」、「条件設定の理由」と記載しておりますけれども、実際には内容としては「考慮すべき事項とその理由」という形になっております。

3-15 ページの③「地域防災計画における仮置場」ですが、防災のほうでつくっております地域防災計画に仮置場として最終処分場跡地などを設定しております。そのことから、こちらの計画にも記載させていただいております。

同じページの表 3-21 の下段の「仮置場の運営・管理」の 2 つ目のポチで、「仮置場の運営・管理を藤沢市資源循環協同組合に委託する予定であるため」とございます。資源循環協同組合の「同」の字が間違っておりますので、訂正させていただきたいと思います。申しわけございませんが、よろしくお願いいたします。

3-20 ページをごらんください。表 3-26「がれき等の分別区分」です。実際災害が起こったときに、この表に基づきまして分別がすぐできるというものを作成しております。以前は東日本大震災のときに使っていた資料ということだったので、今回新たにつくったものに差しかえております。

3-24 ページをごらんください。(6)「仮置場での処理」ですが、これは以前作成中のところをつくったものです。実際、仮置場の処理はどのようなものをするかということで、表 3-30 ですが、まず「粗選別・破碎」です。バックホウとか重機による粗選別や破碎をする。また、「破碎・選別機」ですが、実際に機械で破碎をしたり、選別したりという形になります。3-25 ページの上の「手選別」ですが、実際、最終的には選別が 100%はできないというところなので、人の手によって選別をするという形です。最後に「仮設焼却施設」です。これは一般的なごみの焼却施設ではなく、がれき等を専用に焼却するような施設で、3 年程度でそのまま解体をしてしまうような仮設の焼却施設になります。

3-27 ページをごらんください。「被災家屋の解体・撤去」になります。こちらも以前作成中のものをつけ加えたものでございます。被災家屋の解体・撤去というのは、通常は持ち主の方がみずからの責任において行うのですけれども、大きな災害のときには国で補助をするという形になります。こういった場合には、市のほうで、市の事業として解体・撤去と処理を行うという流れになります。その流れが図 3-7 に示すものです。

次の 3-28 ページをごらんください。「がれき等の種類別処理方法」ということで、これも新しくつけ加えているものです。がれきの処理方法ですが、基本的にはやはり分別排出、分別収集して、選別をして、ほとんどのものを資源化していくというような流れになっています。

3-29、3-30 ページですが、表 3-31 は種類ごとの処理方法が細かく書いてあるものでございます。

3-30 ページの下の図 3-9 ですが、貴重品、思い出品の引き渡しフローということで、ごみではないもの、例えば写真とかアルバム、あとはお金の関係があったりするので、そういったものについては、貴重品は警察、思い出の品はとっておいて、所有者に引き渡せるものは引き渡すという流れになっています。

3-31 ページに移りまして、「がれき等の処理費用」です。想定される処理費用ですが、過去のがれきの処理実績による処理単価が大体 5 万円になります。被害想定から考える処理費用ですが、大正型関東地震が 3152 億という莫大な費用がかかると想定されております。どうやって財源を確保していくということになるのですが、災害復興基金や財政調整基金を活用するなどして、まず財源を確保するという形になります。

次の 3-32 ページをごらんください。実際には財政支援の内容として補助金があります。こういった補助金を使うことも前提に置きながら業務をやっていくという形になります。災害廃棄物処理の事業に対して当然査定が入るので、3-33 ページには「補助申請に係る留意事項」という形で、記録をしておかなければいけないとか、便乗ごみ対策をしなければいけないとか、競争入札をしなければいけないとか、そういったことを前提に業務を行う必要がある旨を書いております。

次に、3-43 ページをごらんください。し尿の関係です。前回は、し尿の発生量のみ記載をしていたのですが、「収集・運搬車両の必要台数」についてもここで推計をしております。大正型関東地震の場合には 2 トン・バキューム車が 89 台、4 トン・バキューム車が 44 台必要であるという推計が出ています。

続きまして、3-50 ページをごらんください。第4節「全体処理スケジュール」となっております。以前はこれが前のほうにあったのですけれども、後ろのほうにずらさせていただいております。

4-1 ページですが、第4章「事前の備え」です。前段の3章で書かれているものを事前の備えとしてこちらにまとめて見やすくしたものでございます。

4-2 ページをごらんください。この中で、第5節「職員の教育・訓練」と第6節「市民への啓発・広報」については、3章の中に書いてなかったもので、ここでのみ記載されております。

次のページから用語集となっております。項目ごとの用語集を作成しているものでございます。

以上、藤沢市災害廃棄物処理計画（素案）の説明をさせていただきました。よろしく願いいたします。

○横田会長 ただいまの説明につきましてご意見、ご質問がありましたら、どうぞお出しください。

前回から災害廃棄物の処理計画についての案を見てきたわけですが、今回はそれを修正したこと、もう1つは、宮古地区とか大船渡市といったところで、実際に災害が起きたときの進行状況とございますか、対応の細かなデータが出ております。

○齋藤委員 3-27 ページの一番上の「被災家屋の解体・撤去」のところですが、「市民自らの責任において行うことを基本とします」。このとき、個人的に地震保険に入っていたりしますが、保険会社はすごい大規模地震のときには保険金は支払いませんとか、そういうのがあると思うのですけれども、その辺との兼ね合わせはどのようにすればいいのでしょうか。

○須田課長補佐 保険との兼ね合いは何とも言えないのですけれども、今までの例から言うと、そういうときは国が激甚災害という指定をするのです。熊本のときもそうですし、東日本もそうでした。そのときの解体撤去は市の事業ということで皆さんの負担はないというような形になります。保険との関連性は、私のほうではわかりません。

○中野委員 2-17 ページ、「市民への情報提供手段」のところですが、防災とかそういう面では、各自治体とか町内会がかなり団結してやっていることだと思うのですけれども、ちょっと細かな部分になりますが、自治体、町内会を活用するという点についてはいかがでしょうか。

○須田課長補佐 基本的に災害が起きたときには、あらかじめ決めておいたルールでないと、これ以外のツールというのはなかなか難しい。これも全部使えるかどうかというのはわから

ない状況なので、基本的には避難施設を中心に情報が伝達されると思っていただければと思います。

○中野委員 その地区ですね。

○須田課長補佐 そうです。

○刈屋主幹 今の情報伝達の件ですが、私も東日本大震災の発災1カ月後に石巻のほうに神奈川県チームで派遣されていたのですが、やはり電気もないし、何もないので、今も須田が言いましたが、避難所に掲示板を出して手書きのもので情報伝達をする。または役場の支所とかの掲示板に壁新聞を張るとか、そういった本当はかなりアナログ的なものの活用というのはありますので、臨機応変にできるような体制はつくっていくということで、よろしくお願ひしたいと思います。

○中野委員 それと3-8ページの「収集・運搬車両の確保」ということで、車両がかなり必要になるかと思うのですが、藤沢市の許可業者等も車両をいろいろと持っているところも多いと思うので、そういうところも取り込んでやるということはいかがかなと思って提案させていただきます。

○須田課長補佐 許可業者の車両台数と連絡先は当然把握しております。まずは協定先とお話をしてある程度確保して、それでも足りなければ当然許可業者さんをお願いする。収集・運搬業者の許可業者さんには応援をお願いするという流れは間違いございませんので、よろしくお願ひいたします。

○齋藤委員 3-15ページの真ん中辺よりちょっと上の「大型車両が通行する場合は」というところで、最後のほうは「検討する」となっていますが、これはいつごろまでに検討するとか、そういう時間的な提言というのはあるのでしょうか。

○須田課長補佐 これは仮置場を実際に設置する場合に具体的に検討していくものなので、アスファルト敷きのところであれば当然必要ないとか、アスファルト敷きでも、舗装の厚さが足りないから、やり直さなければいけないとか、それはどこを選ぶかによって変わってしまいますので、事前にはできないとか、その場でないとできないというところが実際だと思ひます。

○横田会長 例えば表3-20に候補地の仮置場が挙がっていますが、こういうところで、もし大型車が入ってきたときに、入れるかどうかとか、そういうあたりの検討はやはりしておく必要があるのかなという気がするのですが、それはどうでしょうか。

○須田課長補佐 まさにご指摘のとおりだと思ひます。そちらにつきましては、今後、仮のレ

アウト等を検討していく中で、検討していきたいと思っております。

○齋藤委員 3-15 ページで2つ、3つあるのですが、「仮置場の設置」の一番下の「仮置場候補地の場所によっては」というところで、「必要な手続きを行う」というのは、地震が発生したときに行っても間に合いませんよね。そういう場合はどうするのかということと、その上、「仮置場開設前に」と書いてありまして、「仮置場の運営・管理に必要な資材が必要となるため、手配する」。この手配するというのも、あらかじめ準備しておくとか、そういうことはなく、やはり直近で検討するということでしょうか。

○須田課長補佐 まず1つ目の「仮置場候補地の場所によっては法・条例等に係る手続きが必要となるため、必要な手続きを行う」というところですが、藤沢市にはそういう空き地もほとんどないのですね。仮置場としてそもそも使えるようなところがないのです。なので、例えば公園を仮置場にするとか、畑を仮置場にするとか、そういった形になるかと思います。そういったときには、やはり実際、事前に手続はできないですね。なので、どういう手続が必要なのかということは事前に調査をしている状況です。

2点目の仮置場の運営・管理に必要な資材の準備ですが、どれぐらいの大きさの仮置場をつくるかによって資材量が全然違うので、なかなか難しいところです。ただ、今考えているというか、資源循環協同組合さんとまだ口頭だけなんですけれども、例えば最終処分場跡地を仮置場にするとした場合の資機材は持っていたほうがいいかもしれないので、そこについては今後検討していきましょう、調整をしていきましょうという話にはなっています。

○齋藤委員 資料の2の参考で、何か事前にあらかじめ決めておいたらスムーズにいったとかいうところがありましたよね。そういう方向にされているということですね。

○須田課長補佐 要するに、途中で手続とかで時間をとらないような調整は当然事前に行っていくという形を考えております。

○金田委員 資料の作成が前回よりもさらにレベルアップできましたので、内容が非常に濃くなったと思っております。また、私どもが提案させていただきました東日本大震災の報告書も非常に助かります。全体像がよくわかりやすくなったかなと思って感謝しております。

先ほど齋藤委員が質問されたことですが、私どもの藤沢市資源循環協同組合は協定を結んでおりまして、先ほど出ました収集・運搬にしましても、例えば資材や重機の確保につきましても、私ども組合のほうでは各重機メーカーとそういった部分で協定をさらに結び直しまして、資材の確保はしております。

ただ、規模によっては、やはりわかりませんので、とりあえず現状面で考えられる部分で

対応できるという感じで今動いているような状況であります。そこにつきましては、協定に基づいて、私ども、資材の確保、次に車両の確保と動いている次第ですので、ご報告申し上げます。

一番心配されていることが仮置きなんですね。ごみの量にしましても、地震の規模によってかなり違うと思いますので、実際上わからないところだと思うのですが、もしこの仮置場で対応できない量が出てしまいますと、先ほど言われたように、いろいろなところを使わなければいけないと思っております。

ただ、それに伴いまして、東日本大震災の処理につきまして、実情は、3月地震がありまして、処理を始めたのが翌年の2月ぐらいで、約1年間仮置きしていた事実があります。その点につきまして、東日本の場合は今まで対応がなかったもので、1年間ぐらい来てしまったというのがあると思いますが、藤沢市さんとしましては、どれぐらいの期間を置く感じですか、二次の最終的な処分関係はどれぐらいのタイムスケジュールを想定して考えられているのか。東日本大震災と同じ1年近くを考えられているのか、お聞かせ願いたいところです。

あと、もし藤沢市だけで対応できない場合に、やはり県外の方々、他市の方々にもご協力をいただくというお話が前回もあったと思います。もしかしたらこの資料に書いてあるかもしれないけれども、もう一度そこのお話もお聞かせいただければ助かると思います。

その2点をよろしく願いいたします。

○須田課長補佐 まず1点目ですが、3-50ページをごらんください。大体のスケジュールを書かせていただいているのですが、処理というと、オレンジ色の部分です。「二次仮置場に仮設処理施設を設置する場合」とか、あとは「優先的処理」というところになってくるのかなと思います。

実際にはスケジュール感、理想とするスケジュールと現実とのギャップはかなりあると思います。当然1カ月後ぐらいからは仮置場への搬入が始まってというようなところは、何となくイメージはあるのですが、処理先の確保まで考えると、正直申しまして、今のところ見えないということです。現段階ではそのような形になっております。

次に、他市の応援ということにつきましては、2-9ページに受援体制というのがあります。これは実際の処理というよりは、こちらに来てもらって、まずは手伝ってもらおうというような内容を記載させていただいております。表2-5ですが、仮置場の開設準備とか、仮置場の運用・管理、委託業務の積算及び監督、がれき処理等の委託業務の積算及び監督、収集運搬に関することです。これらを受け入れるための準備をしておくことが必要かなと考えており

ます。処理については関係を構築していくところが大事だと思っておりますので、他市との連携とか調整はすぐできるような体制づくりを構築していくのが大事だと考えております。

○金田委員 ありがとうございます。非常にわかりやすく助かりました。

先ほど言われたとおり、東日本大震災の部分で、処理につきましては、大体1年めどでわかっている実績がありますので、それを整えていくということであると思いますが、できるだけ早く処理ができて復興できるシステムにしていただければなと思っております。

先ほどお金の面につきましても、処理代は、国のほうの補助も一応使わせていただきたいということですが、私が東日本でも熊本地震でも調査していろいろ調べた結果ですけれども、やはり国のお金を活用してしまうと、入札関係で国の処理施設ができるまでかなり時間を要して、ましてや民間業者がなかなか入れずに、大体ゼネコンが入る共同体という形で処理することになっております。その理由としましては、お金が振り込まれるのが1年後なんです。1年間無料で働かなければいけないということで、国も補助のお金を積まなければ委託することを任せないよというシステムになっております。

その点で、国を使うのも当然ですけれども、できれば先に市のほうも、周りの民間業者を使ったり、周りの他市の部分を使って、できるだけ早く片づけられるシステムをお願いしたいと思っておりますので、その点は切に願うところであります。よろしく申し上げます。

○須田課長補佐 今のところで、この項目を入れるに当たりまして、内部で話をさせていただいて、補助金はもらえますよ、事業は単年度ごとに補助金を払いますという中で、これを受けるところはあるのかとか、払っていく方法はあるのかというところで、常総市とかに聞きました。

3-31 ページを見ていただくと、この中で、「ただし」というところで、大規模な自然災害が発生し、本市の基金のみでは財源の確保が困難な場合は補助金申請の概算払いでの請求とか激甚に指定されると起債ができるということを伺っていて、熊本は2カ月後ぐらいには概算払いの請求をしていたということなので、そういった方法も使いながら、1年後に払うというわけではなく、なるべく早く払えるようなシステムを考えているので、よろしく申し上げます。

○金田委員 それをしていただければ非常に助かります。熊本市につきましては、先ほど言われたとおりに、すぐ片づけることができ、民間業者を活用して片づけたということがあります。

逆に益城町につきましては、民間業者がなかなかうまくできないということで、その民間

業者が請け負ったところが、いきなり国に45億積みという感じで言われて、実際処理ができなくて、結局共同体になってゼネコンになったということがあります。その部分で、市や町の国に対する要望でかなり違うと思いますので、藤沢市は益城町みたいにならないように、熊本市みたいな感じでうまく対応していただければと思いますので、よろしくお願いします。

○齋藤委員 ここには全く書かれていないのですが、それどころではないかなと思うけれども、ペットのことについてはどのように考えていますでしょうか。

○須田課長補佐 ペットに関しては私どもの担当ではないので、今お答えできません。申しわけございません。

○森外委員 前回の会議で、北部のほうでし尿の処理をしていて、藤沢市ではその1カ所で処理ができるという説明だったのですが、その北部が被災する可能性というのはどうなのかなと思って、ハザードマップで見た限りでは、液状化その他、土砂災害等には入っていませんけれども、もしかしてそういう公にされていないところで、例えば建物が崩れそうであるとか、そこに行く道が危なくなりそうであるとか、その1カ所しかないところが被災して使えなくなると大変かもしれないと思って、その北部は大丈夫かなというところをお聞きしたいと思います。

もう1点ですが、2-14 ページに「業界団体等との支援協定（藤沢市）」というのがあります。池田商会以下の3つが、前回は表に出ていなかったと思います。業界団体というのは、これからも申し出があつてふえる可能性があるのでしょうか。もしあれば、事前に協定を結んでいただいたら、やはり迅速に事が進むと思いますので、これからももっとふやしていただきたいと思います。

以上2点です。

○須田課長補佐 まず、し尿処理の関係ですが、3-42 ページをごらんください。一番最初に「収集・運搬基本フロー」という形で、基本的にはし尿処理施設でということですが、このほかに下水道終末処理場が被災してない場合には、下水道のほうにバキュームカーを持って行って受けてもらうというような調整もしています。どこでどうやってというのはこれからですが、大体そういうような調整は進んでいて、この計画には記載をしているので、下水道処理場さえ大丈夫であれば、下水道処理施設という形になります。

そこもだめな場合には他市町村ですね。こちらの施設とのやりとりは、普通のごみの関係と同じで協定等を結んでおりますので、そういったところに持っていく形となっております。

2点目の2-14 ページの関係団体の協定の話ですが、下の3つにつきましては、収集・運搬

に伴って、ガソリンとかが当然必要ですし、トラック、仮設トイレの設置というところに焦点を合わせて記載したものでございます。実際には防災政策課のほうでさまざまところとさまざまな防災協定を結んでおりまして、その一部をここに記載しております。多分できる協定は大体結んでいると思われまして、それは地域防災計画という防災に関する基本的な計画に記載されていますので、ご承知おきください。

○森外委員 よくわかりました。ありがとうございます。

○横田会長 非常に重要なご指摘だと思います。これからはこういう公共団体だけでは到底対応できないわけですので、それに近いところで活動されている協同組合とか、さらに民間事業者、そういった方々との連携は非常に大事なことだと思います。このあたりの協定は日ごろから結んでおくことが必要だろうと私も思います。

それと、私から申し上げたいのは、資料1の2-1ページに災害が起こったときの組織体制をどういうふうに組んでいくかというのが書いてあります。これはこれで非常に結構だと思うのですが、きょういただいた資料2「東日本大震災における災害廃棄物処理概要報告書(抜粋)」の3-11ページを見ていただくと、大船渡市のプロセスが書いてあります。そこで例えば3月のところにはデータが出ておりません。それから宮古のほうも3-7ページの表3.3-1の2011年3月を見ると、そこにはまだ除去率も処理率も数字として上がっていません。

これはなるほどだなと思ったのは、災害が起こると、まず第一に公共団体として何をしなければいけないかという、この場合、人なんです。まずご遺体です。遺体がどんどん出てきてしまう。そうすると、日ごろの業務はとにかくそっちのけです。廃棄物担当であろうと何課であろうと、やってもらうのは、まずご遺体と、そこへ駆けつけてきたご遺族に対する対応とか、そういうことに大わらわで、とても日ごろの業務をやってられないというのが実情です。藤沢も非常に海岸に近いわけですので、津波等が来ないとも限らないわけで、そういう人命に対する対応というのが、優先順位からすると、やはりどうしてもトップになってしまうのです。

廃棄物というのは、幸いと言うとおかしいのですが、日ごろから災害に近いような非常に大事な業務をやっているわけですので、そういった方々ですら人のほうに人力を食われてしまうと、大事な本務がやっていけなくなる可能性があるわけです。とにかく最初の1週間ぐらいは、全都清から行った業務技術部調査の話の話を聞きますと、行ったらば災害担当の人は誰もいないというのです。どこへ行ったかという、結局はご遺体をどういった対応をしたらいいとか、そっちにみんなの力が食われていて、廃棄物なんか、かまっていられない状況

だったと聞いております。こういった体制を組まれても、実際は、自分のところは廃棄物の担当だから、では即、廃棄物をやるというわけにはなかなかいかないのだろうと思うのです。

そういうことからしますと、やはり市役所全体で対応していくことになると思いますので、せめて廃棄物担当の方には、日ごろから大事な廃棄物のほうを一番よく知っているわけですから、その得意分野をやっていただければいいのではないかと思うのです。むしろほかの方々がそういった第1優先順位の業務に全部加わっていただいて、廃棄物は廃棄物で、やはり廃棄物を中心とした災害対応をしていただくというのが大事だろうと思うのです。

人命も大事ですけれども、先ほどお話がありましたように、貸し金庫が流れていってしまったとか、いろいろなことがあると思います。廃棄物といえども、非常に大切なものの始末、処分というのは、まずしなければいけない話ですので、そういうことを本務としてやれるためには、市としての対応を考えていただいたらいいのではないかと思います。それが1点。

それから、用語のところ、D. Waste-Net（災害廃棄物処理支援ネットワーク）という国がやった災害に対するフレームワークがありますが、そこでD. Wasteという言葉が出てきているのですけれども、これについての説明がないのです。用語の中で、D. Waste というのは災害廃棄物だということでしょうけれども、この藤沢市として挙げられている災害廃棄物の名称が、それより広い意味なのか、全く等しいのか、あるいはやや狭い意味でしか扱っていないのか、そのあたりの定義のことを、用語の定義の説明として加えておいていただくとよろしいかなと思いました。

○須田課長補佐 わかりました。D. Waste については用語のほうに入れさせていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

○横田会長 ほかにございましょうか。——特にないようでしたら、活発なご議論をありがとうございます。災害関係の審議はこの程度にしておきます。

では次に、イ「一般廃棄物等処理手数料における負担割合について」、ご説明をお願いいたします。

○須田課長補佐 それでは、資料3「一般廃棄物等処理手数料における負担割合について」をごらんください。第1回では「手数料改定について」という形で出させていただきましたが、題目を少々変えさせていただきました。あとは詳細をつくったものでございます。主に前回、第1回との違いについて説明させていただきたいと思います。

まず1「負担割合検討の経緯」ですが、これについて変更はございません。

2「負担割合検討後の処理手数料（案）」ですが、こちらは藤沢市廃棄物の減量化、資源化

及び適正処理等に関する条例におきまして手数料を定めております。その表に基づいた負担割合を検討した後の処理手数料の案になります。

先に表1を説明させていただきます。動物の死体を専用の焼却炉で処理して焼骨を返却するときと、焼骨を返却しないときですが、これは負担割合を75%から100%にするものでございます。その場合は、それぞれ1体につき4800円と、1体につき2500円となります。

次に、一般廃棄物で事業活動に伴って排出されるものを焼却施設または破砕施設に直接搬入するときですが、これについても75%から100%にするものでございます。現在10キログラムにつき200円のを、270円とするものでございます。

次のページをごらんください。表1の続きになります。一般家庭から臨時に排出されたものを直接搬入するときです。引っ越しとか、急に処理をしなければならなくなったときに直接持ち込む場合ですが、負担割合を25%から40%にしまして、10キログラムにつき70円のを110円とするものでございます。現在、収集袋の料金が10キログラムにつき110円となっておりますので、これに合わせるものでございます。

次に、表2になります。市長が認める範囲内の産業廃棄物を直接搬入する場合ですが、これについても負担割合を75%から100%とするものでございまして、現在200円のを270円とするものでございます。

3「負担割合検討に係る視点」でございますが、前回と変更がございません。「現在の負担割合と事業者の責務」、「事業系一般廃棄物の減量・リサイクルの推進」、「家庭系の一般廃棄物の施設への持ち込み量の増加」という視点の中で検討しております。

4「コスト分析結果」になります。次の4ページの表につきましては、それぞれの処理のコストにつきまして、収集・運搬費用、中間処理費用、また最終処分費用のそれぞれの人件費、物件費、減価償却費等の運営管理費より算出した結果、公共料金に該当する単位当たりのコスト分析結果を示したものでございます。これについては、減価償却費とか、施設を建設するに当たってお金は、このコストには含まれていないものです。

表4「過去3年間のコスト分析結果」で示させていただいておりますが、「動物の死体処理手数料」について、「焼骨返却有り」が3年間の平均で4851円、焼骨を返却しない場合が2587円、直接搬入の場合の家庭系の一般廃棄物処理手数料として270円、事業系一般廃棄物処理手数料も270円、産業廃棄物処理手数料についても270円となっております。

5「近隣市の状況」です。藤沢市以外では、横浜市、茅ヶ崎市、平塚市などがあります。実際にはこのような事業をやっていない市もございます。

藤沢市の場合は、焼骨の返却がある場合が 3000 円となっておりますが、横浜市の料金設定では、合葬のみで焼骨の返却なしの場合が 3000 円、茅ヶ崎市は 4750 円、平塚市では 7000 円となっております。

次の 5 ページをごらんください。表 6 につきましては前回と同様の資料となっております。

表 7 ですが、産業廃棄物につきましては、鎌倉市が 210 円、平成 30 年 1 月 1 日から 250 円に改正予定となっております。横浜市が 130 円、大和市が 200 円、茅ヶ崎市が 240 円となっております。

6「負担割合の検討結果」で、(1)「動物の死体を施設に直接搬入するときの処理手数料」については、動物を飼養していた特定の人を対象であるということと、民間の動物霊園において同様のサービスがあることから、負担割合を 100%としております。

(2)「家庭から排出された一般廃棄物を施設に直接搬入するときの処理手数料について」は、持ち込み料の削減と近隣市の状況を勘案しまして、収集した場合と同程度の単価とするために、負担割合を 40%とします。

(3)「事業者から排出された一般廃棄物を施設に直接搬入するときの処理手数料について」は、事業者の責務と、あとは経済的インセンティブによる排出抑制や再使用、再生利用の推進をすることから、負担割合を 100%とします。

(4)「産業廃棄物の処理手数料について」は、市長が認める範囲内の産業廃棄物を直接搬入するときの処理手数料につきましては、事業者の責務があることから、負担割合を 100%とするものでございます。

なお、現在、市長が認める範囲において、事前登録した市内業者が排出する産業廃棄物がありますが、改正条例の施行後については受け入れないこととします。実際、これがない場合で、どのようなものがあるのかといいますと、公民館まつりなどの地域の事業に伴って排出されるものにつきましては、今、指定収集袋で収集をしております。ただ、それも実際に持ち込まれる方もいらっしゃいますので、そういった場合の対応として、この産業廃棄物の処理手数料を定めるものでございます。

7「今後のスケジュール（予定）」ですが、藤沢市議会の 12 月定例会におきまして報告を行って、2 月に条例の改正を行います。4 月から料金改正に伴います周知を実施しまして、10 月に料金改正をする予定でございます。

以上、一般廃棄物処理手数料における負担割合についてご説明を終わらせていただきます。

○横田会長 ただいまの説明につきましてどうぞ。

○岩隈委員 動物の料金ですが、藤沢市は、小型犬も、大型犬、35キロとか大きいのも、同じ値段なのでしょうか。

○須田課長補佐 同じ値段になっております。

○金田委員 私どもの組合は、一般廃棄物処理業の許可を持っている業者が多数おられますので、本音を言ってしまうと、値上げはかなりきついなと非常に思っております。でも、現状部分ですけれども、今、人件費も物流コストもかなり上がってきております。近隣の市町村も今もう値上げがかなりされております。私が聞くところによりますと、東京にしてもほかのところにしても、値上げが始まっているのが現状だと思います。この値上げについて100%というところは非常に具体的で納得せざるを得ないのかなと思っております。75%から100%の引き上げは、業者としてはよくないのですけれども、私は納得せざるを得ないかなと思っておりますので、了解はさせていただきたいと思っております。

今後のスケジュール予定についてパッと見たのですが、この分では、来年の10月から改定ということでよろしいですね。業者の方にはできるだけ早い周知をお願いしたいなと思っております。藤沢市議会2月定例会でもし了解が得られたとなりましたら、多分この時期近くになりますと、一般廃棄物の説明会とかありますね。4月になる前に、事前に処理業者に、一日も早く教えていただければ非常に助かりますので、それだけよろしくお願いします。

○川崎委員 いろいろご説明ありがとうございました。今、金田委員がおっしゃるように、恐らくいろいろな方が、上がるというのは厳しいことだと思いますので、上げると同時に、ごみをなるべく削減していきましょうみたいな、ごみ自体を減らせば、お金についても負担はそんなに変わらないということもありますので、そういった啓発もあわせて行っていくとよろしいかなと思われました。お願いいたします。

○横田会長 何かほかによろしいですか。

特にならなければ、(2)「その他」に移りたいと思います。事務局から何かございますか。

○山口参事 特にございません。

○横田会長 それでは、委員の皆様から何かこれだけは言っておきたいということがございましたらどうぞ。——特にございませんか。

それでは、以上で審議のほうは終了ということにいたします。どうもありがとうございました。

○山口参事 どうもありがとうございました。

きょうの審議会はこれで終了とさせていただきますが、最後に事務局から幾つか連絡事項とお願いがございます。

次回の会議ですが、来年1月12日（金）午後2時からを予定しております。会場につきましては、今度新しくできる新庁舎の会議室で行う予定になっております。また改めてご案内をさせていただきますので、会場等お間違えのないようお願いいたします。

それから、最後に説明した資料3「一般廃棄物等処理手数料における負担割合について」ですが、12月の市議会に提出する予定の資料となっておりますので、まだ議会のほうにも公表しておりません。申しわけございませんが、きょうは回収させていただきますので、よろしくご理解いただくようお願いいたします。

それから、藤沢市災害廃棄物処理計画（素案）につきましては、きょうの皆さんのご意見を反映させた上、11月9日から12月8日までパブリックコメントを実施いたします。後日、委員の方には意見提出用紙を送付いたしますので、ご意見等がありましたら、提出のほどお願いをいたします。

それでは、以上をもちまして本日の審議会はこれで終了とさせていただきます。ありがとうございました。

午後3時16分 閉会